

## 世田谷区公告第4号

国土交通省関東地方整備局長から、土地収用法（昭和26年法律第219号）第24条第1項の規定による事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告し、当該書類を公衆の縦覧に供する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、同法第23条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局長に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条に規定する公聴会開催請求書を提出することができ、また、同法第25条第1項の規定により、東京都知事に意見書を提出することができる。当該意見書は、東京都知事から国土交通省関東地方整備局長あて送付される。

令和8年2月6日

世田谷区長 保坂展人

### 1 起業者の名称

東京都

### 2 事業の種類

主要地方道第三百十二号白金台町等々力線（目黒通り）改築工事及び主要地方道第十一号大田調布線（多摩堤通り）改築工事並びに川崎市道宮内新横浜線改築工事（等々力大橋（仮称）関連）

### 3 起業地

イ 収用の部分 東京都世田谷区玉堤二丁目、野毛一丁目及び野毛二丁目地内

ロ 使用の部分 なし

### 4 縦覧場所

世田谷区道路・交通計画部道路計画課

### 5 縦覧期間

令和8年2月6日から令和8年2月20日まで